

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年11月24日

時 間：臨 時 会 終 了 後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前11時15分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参考会計事務管	佐藤臣克君
参考会計事務管	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考会計事務管	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考会計事務管	渡辺弘道君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
主 企 画 課 長 兼 幹 佐	本 宮 幸 治 君
主 企 画 課 長 兼 幹 佐	小 水 欧 貴 君
総 務 課 長 兼 幹 佐	遠 藤 博 生 君
企 画 課 長 兼 幹 佐	杉 本 良 君
企 画 課 長 兼 まちづくり係長	佐 々 木 邦 浩 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

#### 職務のための出席者

議 事 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 事 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 事 事 務 局 長	藤 田 志 穂

#### 説明のため出席した者

##### 【1. 避難指示解除について】

原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 部 長	後 藤 収 君
原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 部 長	白 井 基 晴 君
原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 部 長	小 澤 良 太 君

内閣府原子力  
被災者生活支援  
チーム支援調整官

松 井 拓 郎 君

内閣府原子力  
被災者生活支援  
チーム補佐

長 谷 部 翔 大 君

資源エネルギー庁  
原子力発電所  
事故収束対応室  
調 整 官

樋 本 諭 君

環 境 省  
福 島 環 境  
再 生 事 務 所  
除染対策第一課長

須 田 恵 理 子 君

福 島 環 境  
再 生 事 務 所  
放射能汚染廃棄物  
対策第一課  
建物解体廃棄物  
処理推進室長

中 川 正 則 君

#### 付議事件

1. 避難指示解除について
2. 夜ノ森駅除染工事について
3. まちづくり会社「とみおかプラス」について
4. 空き家・空き地バンクについて
5. 災害公営住宅（戸建）買取契約について
6. 2次救急医療施設「ふたば医療センター（仮称）」について
7. 富岡駅舎建設工事に伴う負担金について
8. その他

## 開 会 (午前11時15分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、国の職員の皆さん、それから関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、避難指示解除について内閣府から説明を受けるとともに、夜ノ森駅除染工事について、まちづくり会社「とみおかプラス」について、空き家・空き地バンクについて、災害公営住宅（戸建）買取契約について、2次救急医療施設「ふたば医療センター（仮称）」について、富岡駅舎建設工事に伴う負担金についての計6件を町側から説明するものであります。いずれの案件も本町の帰町に向けた非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、避難指示解除についてに入りますが、説明に入る前に後藤副本部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 皆さん、おはようございます。ご紹介いただきました内閣府現地対策本部副本部長、後藤でございます。きょうはよろしくお願ひいたします。

きょうは、このような場を設けていただきまして、感謝申し上げたいと思います。10月の25日の全員協議会におきまして、具体的な避難指示の時期について、私ども一つの提案として来年の1月を念頭に町と相談を進めてまいりたいということを説明させていただきました。その場におきましても、議員の先生方から時期尚早ではないかと、説明自体に唐突感があるなど大変厳しいご意見をいただいたところだと思っております。また、その後行政区長会、町政懇談会におきましても、この提案に関しまして時期尚早であると、町の取り組みとも足並みをそろえるべきであるというようなご指摘をいただいたところでございます。また、町長からも町として来年4月の帰還開始に向けて全力で取り組んでいる中、国の提案は現実的でもないというご指摘もいただいております。このため、今回の提案に対していただいたご意見を重く受けとめて、今回の1月の解除という提案は取り下げさせていただきたいということを考えております。具体的な避難指示の解除時期につきましては、今後町とも相談した上で、改めてご提示させていただきたいと考えております。議会の皆様や町政懇談会でいただいた帰還に向けた課題につきましては、政府一丸となって早急に対応を進めてまいりたいと思っており

ます。今回の提案で、町の住民の皆様方や議会の先生方も初め、さまざまな関係各位に混乱やご不安を与えてしまったということにつきましては、まずもっておわびを申し上げたいと思います。議会の皆様方におかれましては、引き続き富岡町の復興に向けて行います国の取り組みについて、ご支援、ご協力をいただければと思っております。

私からの挨拶は、以上でございます。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件の説明をお願いいたします。

松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 内閣府の松井でございます。改めまして、今、後藤の説明にもうほぼ尽きておりますけれども、今までの前回、10月下旬の全員協議会での説明、それから行政区長会あるいは先週13日までやっておりました町政懇談会での町民の皆様のご指摘というものを踏まえまして、中には1月の解除ということに対して非常に時期尚早であるとか、町の考えを4月帰還ということを何だと思っているのだというような厳しいご指摘を頂戴したところでございます。こうしたことも踏まえまして、今、後藤から申し上げたとおり、1月の解除の提案というのは取り下げさせていただきまして、また今後の解除時期といったものについては、また別途ご相談をしながらご提案の提示といったことを今後考えさせていただきたいと考えております。

また、私どもとしては一応一定の考えのもとに提案をさせていただいたわけですけれども、議会の皆様からもいろんな厳しいご指摘といったこともいただいたところでありますし、ここについてご不満とかご混乱を招いてしまったということであれば、改めておわびを申し上げたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。また、引き続き今後のまた復興に向けて、国としても全力を尽くしてまいりたいと思いますので、ぜひ議会の皆様方のご協力、ご支援をいただければと考えてございます。

どうもありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 解除時期に関しての今撤回のご発言ございましたけれども、さきの全員協議会の中でも賛成の声はほとんどなかったのです。その中で、一方的に政府のほうで1月解除ということをマスコミ含めて発表いたしまして、それでまた一方的にこれ撤回という事態になったわけですが、こういうことは来年の帰還に向けて町民が慎重に、それで十分生活できる環境になっているのかどうか検討している中で、唐突に解除とか撤回とか非常に混乱をもたらしますので、その辺は十分反省していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） ありがとうございます。

まさに一方的に提案をし、このように撤回をさせていただくという状況になったことにつきまして

は、もう大変国として反省をしているところでございまして、今後復興に向けて手戻りがないようにまた議会の先生方ともよく相談しながらやっていきたいと思いますので、そこはご指導いただければと思っております。

○議長（塙野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） ただいまの発言はわかりました。

全員協議会も含めて、議会の中でいろんな住民帰還に向けて要望とかたくさん出ておると思いますけれども、その辺の進捗状態を十分に踏まえて判断していただきたいと思います。あくまで政府の一方的な考え方で判断して、このような混乱をもたらせるというようなことは二度とないようにお願いします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） そういう意味で、やはり進捗状況も十分踏まえた上で、混乱がないように丁寧な説明、それからご相談もさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今副議長が言ったように、年明け1月解除目標ということで一方的な話があったのですが、ここで取り下げるということで、簡単に上げてきたり取り下げたりできるものでは私はないのかなと思うのです。文章であれば、契約違反すれば文章できちと解約できると思いますが言葉では絶対取り消し聞かないと思うのです。その辺十分慎重にやっていただきたい。あとこの際ですので私言わせてもらいますが、当然町も29年の4月めどで今まで頑張ってきました。何回も言うように、町でやることは計画立てたことは大半満了するのかなと思っております。ただ、国でやっていることに対して、ほとんど目安としてきたものが完了していないのかなと。例えば29年の4月を解除目標とするとすれば、どういう数字をもって目標にするのか。まず、一番重要なのが放射線の問題です。もちろん土もベクレル、あと空間線量、あとは富岡町で今整備している曲田地区の目の前に焼却施設が漠然として建っていると。それは、本来は28年末で全部解体で更地にして返しますよという約束。その約束の延長もまだ国のはうから一言も我々に提示されていないと。延長が提示されればされたで、またいろいろな問題が起きてくるのかなと思います。そういうもろもろの部分が何にも見えていないと、そういうところで解除という言葉聞きましたので、我々びっくりしているより町民が一番びっくりしているのかなと思います。そういう部分をきちと提示してもらって、解除できるかできないかの話し合いになろうかと思うのですが、もろもろの問題を提示しないうちにそういう解除の話には私はならないのかなと思うのです。解体の問題しかり、全ていろんな問題あります。空間線量、解体、焼却炉、あとは道路上の側溝の除染、入り口が高くて中に入れればうちは低いからいいだろうなんて、そんな問題ではないと思うのです。そういう部分を全て提示してもらって、それで初めて議論に

なろうかと思うのですが、内閣府のほうではどういう考え方なのか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。

まず、慎重にやるべきということはしっかりと承らせていただいて、また今後に当たって検討させていただきたいと思います。

それから、今いただいた除染、それから解体、それから焼却場、側溝の除染といった問題については、私どもとしても今取り組んでいるところでございまして、こういったものも当然その解除の議論をする際には、それまでには一定の方向性を出して、あわせてご議論いただくということになろうかと思っております。きょうこの場で今の進捗ということも、特に資料も用意してございませんし、ご議論させていただく予定、つもりではございませんけれども、また解除の提案までにはそういったものもきちんと取り組みをお示しをして、ご議論いただくという機会を設けさせていただければと思っております。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

きょうの趣旨からして、そう突っ込んだ議論まではできないのかなと思いますので、ぜひ今言った以外にもいろんな困難区域と解除の線引きの影響範囲とかいろいろあろうかと思いますので、ぜひそういう部分を抽出していただいて、議論の場に上げていただければありがたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤　収君）　ありがとうございます。

まさに議員の先生方も解除の状況が整ったかどうかということについて、やはりしっかりと議論が必要だという趣旨だと思います。そういう意味で、今いただいた除染回り、それから解体、それから焼却炉の問題、それから側溝の問題、非常に重要な課題でありますので、解除のご提案をするときにはそれまでに全てが解決しているというわけにはいかないかもしれません、一定の方向性を示せるように準備はさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　よろしいですか。

そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　後藤さんの先ほどの発言の中に、一定の考え方のもと提案させていただいたというような発言がありました。その一定の考え方の中に、やはり健康被害、住民の健康被害、これは必ず入れてもらいたい、これは当たり前の話なのですけれども、まず国が避難指示解除をするということは、もう安全宣言と同じなのです、町民にとっては。ちっちゃい子供から大人まで、皆さん帰っていいということなのです。今例えば自由立ち入りできるといつても、16歳未満はだめだとか、いろい

ろ制限かかっていますけれども、そういった中で解除ということは、もうきれいになりましたからという意味に町民とりますから、そういった中で例えば今富岡町でこれから解除されようとしている居住制限とか解除準備区域、こういった中で気になっているもの、ユズとかカリンとかキウイとか、あとは例えば春先だったらタケノコとかキノコとか、こういったものを町独自でゲルマニウム半導体で調べています。そういった中で、かなり大きい数字が出ているのです。国は、解除準備区域と居住制限の平均値をもってと言っていますけれども、これ居住制限区域だけの平均とったって相当な数字になりますよ。結局解除した後で、あそこに入ってはいけないとか、これをとて食べてはいけないとか、そういう制限つきの解除はないと思うのです。国は常々言っているのは、自己責任でという言葉を使います。解除したら国が全責任を持ちますからではないですか。自分の責任で帰りなさいというのは、これ無責任解除だよ。そういったことをやはり解除するときには、国が責任を持ちますからというような考え方持てるかどうか、その辺後で後藤さんから答弁もらいたいのだけれども。

あともう一点は、先ほど後藤さんが町は4月をという言い方しました。これは、4月を予定していないです。4月目標なのです。4月に至っても、やはり考慮要件に該当していなければ、そこまで間に合わなければ、やはり4月だってオーケーできない話なのです。だから1月でだめだったら4月でオーケーだという話でもないのです。その辺は、国は勘違いしないで解釈してもらいたいのです。その2点、後藤さんのほうから答弁してください。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） ありがとうございます。

まず、4月が予定ではないというお話はまさにおっしゃるとおりで、我々もこれから議論をさせていただいて、町、議会、それから町当局、それから住民の方々と協議をさせていただいて決めてまいりたいと思っておりますので、もう既に4月が決まったものだという認識ではございません。それはまさに4月を目標にしてというお話、まさにそのとおりだという認識でございます。

それから、1点目の避難指示の解除をしたら安全宣言に等しいのだからというお話でありますけれども、まさにそこは基本的には20ミリを切っているところの世界で言えば、安全であるということは私どもはそのとおりだと思っておりますけれども、ただ個別にキノコや山菜等についての摂取制限等は、解除されたところでもいまだにかかっております。これ自身は、その辺が全てきれいになってから解除すべきではないかというのは一つのお考えだとは思ってはおりますけれども、正直申し上げてその辺の摂取制限がとれるまでにはいまだにまだまだ時間がかかっているのが現実でありますので、全体のバランスとして復興を進め、町の再生を行うために全体が100%、昔どおりの富岡にならないと解除ができないということではないとは思っております。そういう意味では、そこはバランスをとりながら、行くとここまで行けたら解除として成り立つかということだと思っておりますので、そこはまた提案させていただくときには、議会の先生方ともそのあたりはちゃんと議論していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今、後藤さんのはうから20ミリを切っていると、結局国は20と言っているけれども、町民から見れば20というは認めがたい数字なものですから、ここはやりとりになってしまふので、ちょっと時間の無駄になってしまふかも知れないですけれども、私はもとどおりになるまで解除はだめですよとは言っていないです。国の基準は、例えば100だったらば10以下とか20以下とかに、国の基準の5分の1、10分の1までなり物が柿でもユズでもそういったタケノコでも、そのくらいまで例えば下がりましたのでと、何でかんて原発事故前の数字まで戻らなければ解除してはいけないと、そういうこと言っていないです。結局国民に説得力を持たせる場合に、ICRPとか、国の基準はこうだけれども、実際ここまで何分の1まで下がりましたから大丈夫ですよ、それが説得力ではないですか。私は、もとどおりまでとは言っていないです。摂取制限とか立ち入り制限をかけるような解除はないでしょうと言っているのです。結局何を言いたいか。自宅周りから20メートルとか、国が決めたルールのもとで不十分だから言っているのです。十分な除染をやって、下げられるところまで下げて、それで皆さん申しわけないです、ここまで下げましたと。米だってそうです。全袋検査やって、20とか30以下が結構出ていますよ、この前の議員研修で大学教授から説明受けましたけれども。100以下で70、80で食べていいなんて言っていないです。本部長、この辺の考え方、もう少しワンランクもツーランクも厳しい考え方を持ってもらいたいの。そうでないと、国は信用されていないのだから、されていない中での解除なのだから、もっともっと先ほどの議員の中にもいろんなところの除染ありましたけれども、徹底した除染というのはそういうことを言うのではありませんか。富岡の場合には、居住制限区域というのがあって、困難区域とさほど線量が変わらない地域を解除するということを念頭に入れてくださいよ。それを考えてもう一回答弁してください。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） ありがとうございます。

そういう意味で、徹底した除染が必要であるという趣旨は私ども当然だと思っておりまして、ことし、今フォローアップの除染をやっておりますけれども、それでもまだ下がり切らない、不安だという方々が実際多分出てくる可能性はあるだろうなと思っております。それは、また次の段階で引き続き除染をやっていく、かつ同じやり方では下がらないとしたら、ではそのプラスアルファで何ができるかというのは、またご相談しながらやっていって、国の長期目標1ミリであります、これはなかなかすぐにはいかないというのはもうご承知のとおりだと思いますけれど、できる限りそれに近づけるべくしっかりとやっていきたいと思います。その意味で、国は信用されていないのだからというのは、まさに今までの私どもの行動がそういうことを生んでいたとしたら、そこはまさに不徳のいたすところでありますので、今後は国としてここまでやってくれたという思いになるように、しっかりとした除染について、これは環境省と一緒に、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今、後藤さんの説明の中で、フォローアップ除染やっていますと、それで足りないのならばとか、やり方をまた変えてという話ありましたけれども、やはり私は今までやっていないところもやる必要があるのかなと。自宅から20メートル離れたところとか、例えば森林とか、人の立ち入る可能性のあるところはやらないと、生活圏の除染はやらないと、そういう範囲もやはり再検討の中に入れてもらいたいと思うのです。それと、例えば他町村と同じレベルになったという言葉も前回ありましたけれども、確かに楢葉はコンマ3とかコンマ4なのです。他町村と同じレベルで例えば解除するとしても、その後のこと、とりあえず長期目標の1ミリにはまだまだ届かないけれども、ことしはこれりますよ、来年はこれりますよ、1ミリになるまではこういった作業を続けますよと、そういうものを発信しての解除であれば、今はまだ1ミリにコンマ2、3にはなっていないけれども、国では来年またここやってくれるのだって、そういうような裏づけがあれば、それは町民も納得するかもしれません。でも今の国の考え方は、何か解除してしまったら終わりではないかと、そういうふうなことが危惧されるから、やはり約束ができるかどうか、その辺の話も含めてもう一度お願いします。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 解除したら終わりではないかというご不安は、これは今までこういう議論をしてきたところ、どこでも同じように問題提起はされているところであります。今楢葉は、去年の9月に解除したわけありますけれども、その後においてもこれは町からの要請が大きかったわけありますけれども、通学路、学校周りの除染は引き続きやっていて、線量を下げるという努力をやっております。そういう意味では、今後仮解除がいずれかのタイミングでなされた後でも、当然住民の皆さん方の不安があるということであれば、その箇所について除染を続けていくということは当然だと思いますので、その辺については国は解除をもって全てのことを終わらせるというわけではないことはご理解いただければと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染に関しましては、今たくさん出ておりますので、私も除染は徹底してやっていただきたいということあります。それから、国が一旦ある程度解除ができるという判断をしたわけですけれども、当然それに伴いまして、国の事務所関係、いろんな他方面の。事務所関係の再開ということで、当然富岡町もいろんな商業施設とか、町の機能を再開すべくいろいろやっているわけですけれども、既に国としては一定の判断ということで、あとはいろんな意味で今回撤回ということになったわけですけれども、国の事務所関係の再開ということの見通し、当然そういうものも今後の一定の判断というところの条件になってくるのかなと思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

国の機関の問題は、従前からご指摘をいただいているところでありますので、我々としても早期にちょっと見通しを示せるように関係機関には働きかけております。ちょっときょうこの場でいついつまでと申し上げることはできませんが、また今後の議論の際にはそういった点もあわせてご議論いただくことになろうかと思っておりますので、我々としても引き続き課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今後の課題ということで、当然これは強く言っておきたいことありますが当然國も我々も一心同体で解除に向けて進めているわけですから、その辺はきっちり念頭に置いて、そういう形で目標に向かって進んでいっていただきたいということを強く要望しておきますので、次の話のときにはその辺の話は必ず出していただくということでお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 今遠藤先生からのご指摘についても、次回解除の議論をさせていただくときに、先ほどの除染関係の話にあわせて一緒にテーブルにのっけて少しいろいろとそれを見た上でご判断いただければと思いますので、準備のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

今回1月ということは取り下げということでございますので一安心ですが、やはり我々富岡町の将来を考えたときに、いたずらに解除を延ばす必要はないかなと思っております。その中で、やはりきょう解除の日を決めてあした解除というわけにはいきませんので、ある程度余裕を持って解除時期を発表する必要があると思いますし、解除時期を決める必要があると思いますし、その中でいろんな要件、除染であるとか、今の復旧状況等々を考えいただきながら、いつごろがいいのかというのをまた我々のほうに提示していただくことになろうかと思います。その中で、我々もいろいろと議論させていただきたいし、また住民に説明などあると思いますので、ある程度の期間が必要だと思うのです。その辺も考えながら、いつぐらいにまた今の状況などをいろいろ要件を見ながらだと思うのですが、いつごろまた解除時期というものを提案していただけるのかどうか、そのあたりもし考えがあれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、帰還に向けては余裕を持って時期を示すということも一つの要素であると思いますし、他方でまたいろいろないただいている宿題もある程度見通しを見せていかないと、また

日付だけの議論というわけにもいかないというのもきょうご指摘あったとおりだと思います。そういった中で、いろんなバランスを考えながら、こちらとしても考えてしかるべき時期に時期をお示ししたいと思っておりますが、きょうこの場でいつごろにはということはちょっと申し上げられませんけれども、いろんな問題があるという中で、いろんなバランスの中でいいタイミングでちょっと時期を示すことができればなと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

もちろんいろんな要件を満たすのがどうかというところも、ちょっと時間をかけていただく必要はあるかと思いますが、余りにもおくれていきますと、その解除時期もどんどん、どんどんおくれていくということも考えられますので、そのあたりもいろいろと町とも詰めていただく時間もたくさんとっていただきたい、我々ともまた議論する時間も1回ではなくて何回か議論させていただくような時間をとっていただきたいと思いますので、そういった中でまた提示していただくタイミングは早目にしていただければいいなと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） ありがとうございます。

今いただいたご意見を胸に受けとめて、町当局と鋭意調整をして、またできるだけ早いタイミングでお示ししたいと思いますが、今のタイミングではまさに詰めるべき点を詰めてお話をされるわけにいかないので、まずそこを優先させていただきご相談させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今4番議員の質問にちょっとかかわるのですけれども、今後町民の、今までの町民懇談会のときに国に対してはとても厳しい意見がいっぱい出ていたと思うのです。その中で、やはり今後解除に向けての資料の中の線量、どこが高いとか、フォローアップのデータとか不足ではないかという意見も町民から多々出たと思うのです。それに関しては、今後どのように説明というか、町民にはそういうデータをきちんと出していただき、国の考え方の説明をする準備というのをきちんとされるのですか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

今まさにフォローアップ除染をやっているところですし、それからその結果のまた再測定といったところも順次やっているところでございます。その都度最新の状況をお知らせをしたいと思っておりますし、またこれまでいろんな線量のデータというのは、もっとこういうのはもらえないのかというような形で幾つかご指摘をいただいているところでですので、どういった形でわかりやすくお示しできるのかというのもなかなか難しいところではございますけれども、もちろん情報の発信ということ

も重要だと思っていますので、やってまいりたいと思っています。

また、こうした場とか町政懇といったような、節目節目だけではなくて、日ごろからその放射線の情報というのを町民の皆様にはアクセスできるように町のほうでもホームページをつくっていただいているかと思いますが、国としても繰り返しですけれども、相談員の制度といったものも設けておりまして、特定の日に役場に行けば相談員の人が座っていて、いろんな放射線の情報についてアドバイスとか、そういうのがとれるような体制にはしておりますので、そういうもののご活用をいただけるように、そういうこともやっているのだよということの発信といったこともやっていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 1つお願いなのですけれども、町民が国との議論、意見交換をして、それをきちんと国が受けとめていただきたいということが一番なのですけれども、それとなぜ町民の方があのとき細かい資料を出してくれとおっしゃいましたよね。あのときに国が余りにも富岡町を知っていないと、そういう意見も出たと思うのです。だからそういうことがないように、あなたたちが一番足を運んで町の中を見て、きちんとしてほしいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

もちろん町政懇の機会というのも限られていますが、それだけではないということは私も思っておりまして、例えば準備宿泊をされている方々のお宅に個別訪問させていただいて意見を聞くとか、先日私も町政懇談会の中でご意見おっしゃられた方のお宅に行って、環境省と一緒にちょっと線量をはかるというようなこともやらせていただきましたし、足しげくやっぱり現場を回るということが重要だというのはまさにそのとおりだと思いますので、これからも足しげく通って、現場の実態というのをちゃんとつかんでまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 以上をもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、避難指示解除についてを終わります。

ここで国関係の皆様にはご退席をいただきます。ありがとうございます。

暫時休議いたしまして、議員各位にちょっとご相談したいのですけれども、今10分という半端な状態ですので、セッティングはセッティングでいいのですけれども、開会後すぐに休議をして12時45分から再開したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、休議いたしまして、12時45分より再開いたします。

休 議 (午前11時50分)

---

再 開 (午後 零時45分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、夜ノ森駅除染工事についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） それでは、夜ノ森駅除染工事について、全員協議会資料2となります、ご説明をさせていただきます。

10月3日の全員協議会で夜ノ森駅の除染工事に当たりまして、町としてはまず除染により線量を下げる事が最優先というような考え方から、構内のツツジの撤去もやむを得ないというような考え方を皆様にご提示をさせていただきました。その際、放射能濃度のデータ等をとらないというような不備もございまして、反対のご意見を多数いただきまして、持ち帰って検討するというようなことになったところでございます。町の除染工事につきまして、夜ノ森駅構内の除染についての町の考え方としては、土壌、それからツツジとともに高い放射能濃度が確認されたことから、ツツジを伐採し、徹底した除染を行う必要があるという判断に至ったところでございます。10月3日以降、直ちに夜ノ森駅構内の4カ所の土壌の採取をいたしました。その際、ツツジの枝についても1カ所採取をして、濃度測定を行ったところでございますが、土壌だけでなく、ツツジ自体の濃度も高かったということもありまして、さらに10カ所ほどツツジの追加で測定を行いまして、あわせて葉、それから樹皮、それ以外というふうに分けての測定も実施をいたしました。結果としては、ツツジについてはやはり想定以上の高い濃度であり、特に樹皮の濃度が高いというような結果もありましたことから、1番に上げましたような考え方となったところでございます。

次に、2番でございます。夜ノ森駅のツツジの再生についての町の考え方ということでございますが町の花ツツジ、それを象徴するのが夜ノ森駅のツツジであると。そして、町民の皆さん、とりわけ地区住民の皆さんのは強いということから、町の復興、再生のシンボルとして新たに駅構内のツツジの再生を図る。その手法といたしまして、伐採した根から出た枝による再生、それともう一つ、ホームに面する部分に段を、このイメージにありますような段を設けまして、新たなツツジを植栽し、それによる再生、この2点での再生を図るというような町の考え方となっております。10月3日の全協の翌日の新聞報道を受けまして、地区町民の方からも反対の意見が寄せられております。ツツジは町の花であり、住民の思い入れの大きさというのを改めて感じ取ることができましたので、ツツジを除染し、残すことも視野に入れ、樹木医などにも相談をさせていただきました。樹木医の見解といたしましては、ツツジは樹皮が非常に弱く、桜のような高压洗浄というのもできないということから、効果的な除染方法というのは今確立されていないというようなご意見をいただきました。そのため、住民の不安やあるいは風評につながることが非常に懸念されることから、高濃度のツツジを駅構内に

残すこと、それから駅構外へ委嘱することもできないものと判断をいたしました。

①番の伐採した根から出た枝による再生という部分につきましても、ツツジについては撤去ということで、抜根まではしないというようなことをＪＲのほうからお聞きいたしましたので、そこから出た根を再生できないかということで、これについても樹木医に確認をさせていただきましたところ、きちんとした養生を行えば再生は可能であるということでありましたので、町復興、再生のシンボルとして新たに駅構内のツツジを再生していきたいというような考えでございます。

次に、③番の再生のための手順、除染手順についての町の考え方についてございますが、ＪＲとの協議、それから樹木医からの意見等も踏まえまして、このような手順で進めていくということで現在のところ町では考えているところでございます。

以上申し上げましたように、町としては地区住民の思いを受けとめ、種々検討はしてまいりましたが、ここに上げましたような判断に至ったところでございます。夜ノ森駅のツツジ再生には、これから長い年月がかかるとは思いますが、何とぞご理解をお願いいたしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）　前回、今課長からの説明にもありましたように、放射能の濃度の確認がされていなかったということで、どうだったのかということで、今想定よりも高い放射性濃度が土ばかりではなく、ツツジの枝、樹木そのものにもあったということで、前回私のほうも夜ノ森駅のツツジが全部なくなってしまうのはということで話をさせていただきましたが、今回町のほうから抜根はせずに何とか残してくれるとということで、今一番大切なのは夜の森をこれからどういうふうにして再生していくのかということを考えたときに、特に夜ノ森駅周辺は放射線が高いということが事実としてありますので、少しでもそれを下げていくということが夜の森の再生にもつながるということで、その部分に関しては非常に悲しいことではありますけれども、また切った根から出てくる新しいツツジが30年、40年、50年後に大きなきっちとしたツツジになっていただければと考えを改めて、そういうふうな形でいかなければいけないのかなと今思っておりまして、前回抜根はしないでくれということに対して、十分な回答を得たかなと感じます。

ただ、駅舎だけではなくて、町の町有地のところにも遊歩道をつくったときにツツジを植えてあるかと思うのですけれども、なるべくいろいろ細かく測定をしていただいて、やはり夜の森のツツジが新たな一歩ということで再生ということではあるのですけれども、また夜の森がツツジの名所になれるような形で進んでいただければなと思いますので、町有地のところも含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（塚野芳美君）　総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君）　議員のお話にもございました町有地、遊歩道も含めて、それから

駅舎南側の町有地の部分も含めましてツツジ等植栽がございます。復興推進課とも協力をいたしまして、細かくその濃度等も計測をいたしまして、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。こういう資料が出てきたということなので、JRとは協議されてこれでオーケーだということなのか、その辺ちょっとご説明の中になかったので確認させてもらいたいのと、あとこのイメージ図なのでしょうけれども、一番下のほうにちょっと新たに段をつけたりするのって結構費用かかってくる、永久的な構造物になると思うので結構費用的なものもかかるてくるのだろうなと想像するのですが、そのあたりの費用、概算でもいいですし、何かそういったものをお持ちかどうか教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ホームのほうのイメージ図がございます。のり面、1段目といいますか、1段新しいものを植える場所を設けていただくということで、ここまで工事についてはJRのほうでご負担いただけるということで確認をとってございます。その後維持管理、そういったものについても、JRのほうとは現在協議中ではございますが、まだ確定ということではございませんので、今後も協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 直接除染工事とかけ離れますけれども、ここは帰還困難区域になると思うのです、駅は。当面ここを開通した後、停車駅というか、通過駅か停車駅か、そういったことはJRのほうから何かお話をありましたか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 大変申しわけございませんが、開通した後の駅の開通というか、駅の開く、乗降できるようになるのがいつかというようなところについては、お話をさせてございませんでしたので、申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 帰還困難区域の拠点整備ということであれば、5年をめどにというような一つの目標ありますので、当分の間多分乗降客はいないと思うのです。そういったことを考えれば、町民の方が出入りする前に全部完了するような工程でやってもらえばなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） JRのほうといたしましては、富岡、浪江間が開通して電車が通る前にこれらの工事を完了されるというようなことで考えているということでございます。なお、その電車の通過とそれから避難指示解除の件につきましては、避難指示解除は5年をめどにということでございますので、その間は解除にならないということであれば乗降もできないのではないかと、これは私の考えでございますが、そのようにも考えております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） これは、前回もいろいろ議論になって、今回執行部の努力でJRといろいろ議論した結果、またイメージ図で出てきたと思うのですが、私前言ったように先人が築いた財産、ましてや木に関しては切れば終わりだと、先ほど課長が言うように、根株から再生してきたものをまた30年、50年の中でということも一つありますのかなと思うのですが、まず切れば終わりだということで非常に私は情けないのかなと思っているのですが、今安藤議員から出たように32年全線開通ですか、34年が拠点整備の困難区域の中、5年をめどに除染して解除目標にするということですので、最終的には34年となるとかなりまだ5年あるわけですから、その中で本来私2段階にとりあえず樹木を、ツツジを残して除染をして工事を行って、どうしても33年とか34年に放射能の低減困難なとすれば、2段階に切る方法ということも頭の中では考えたのですが、そういうことが可能かどうかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 2段階でのツツジの伐採ということでございますが、JRのほうでは32年の全線開通前には工事としては終わらせて、その後電車をとめて何か作業をするようなことはできれば避けたいというような考え方でございます。それは、安全面というようなところも含めてということでございます。樹木医等にも相談をいたしました結果、なかなかツツジ自体の線量を下げる、そういう除染の方法というのが今ないという状況でございますので、これをそのままの状態で残すということについては、地区住民の方、それからそこに戻らないにしてもいろんな風評、そういったことも考えられることから、できれば今回伐採させていただきたいというのが町の考え方でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

執行部の言っていることは、十分理解はできます。ただ、今回のこの事故によって除染の一番妨げになっているのがやっぱり庭の植木とか、そういう樹木関係なのです。どうしても一般家庭でもこの木は記念の木だからとか、この木は手塩にかけて育てた松だからとか、そういうものがいっぱいあつ

て、庭先がなかなか除染できない、きれいな除染ができないというような状況になって、どうしても線量の低下が見られない場所いっぱいあるのです。そういう中で夜ノ森駅、これだけすばらしいツツジが植わって、JRのほうでもかなり今まで宣伝効果あったのかなと、町としても夜の森のツツジと夜の森公園の桜ということで、2大イベント事業など設けていろいろ宣伝してきたのかなと思うのです。そういう中で、非常に私もこのツツジがなくなるということは、今まで震災前、改めて見に行ったかというと、なかなか改めて見に行く機会もなく、記憶にあるのは一、二回見に行ったかなというくらいなのですが、実際こういう事象になるとどんな努力しても残してやりたいと、ましてや困難区域、どこの地区もみんな強いからこそ困難区域になっているわけですから、その中で樹木医さんの話やら何やら、町のほうで努力していろいろ診断を仰いだのかなと思うのですが、JRはJRとして32年までは工事を終わらせて、列車通過させる時期になればもう工事は一切しなくて済むように仕上げたいという気持ちは十分にわかるのですが、その辺残す手だてがないかということは、今総務課長が説明したとおりなのかなと思うのですが、最終的には残してもらいたいという気持ちは最後の最後まで私は持っています。ただ、私だけが反対していてもどうにもならないし、大半の気持ちがそういう方向に行っているのかなと思いますので、執行部、町長はじめ皆さんの判断にお任せするしかないと思いますので、ぜひその辺は残せるものはできるだけ残すような努力は最後まで惜しまないでしていただきたいと考えます。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいま議員のほうからお話をいただきました。先ほども申し上げましたように、町としましても住民の皆さんのがいというのはひしひしと感じ、そして何とか残したいなという方向で考えてきた、その苦渋の決断といいますか、最後の判断ということでございました。ツツジにつきましては、根っこと今地表すれすれから伐採するのではなくて、ある程度の高さを残してわらで養生してというような、そういった形で再生を図るということで考えてございます。議員のお気持ち十分に理解した上で、今後もJRとの協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、夜ノ森駅除染工事についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時04分)

---

再開 (午後 1時05分)

○議長 (塙野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件3、まちづくり会社「とみおかプラス」についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長 (林 紀夫君) お疲れさまでございます。まちづくり会社「とみおかプラス」につきましては、9月の両常任委員会等々で概要を説明申し上げておりまして、先月10月の19日に設立準備会を発足させ、今月21日に第2回目の設立準備会会議を開いたところでございます。設立準備会の中でさまざま会社の概要、その他事業計画等々について、ほぼまとまりつつありますので、お手元資料3でご説明を申し上げたいと思います。

説明につきましては、課長補佐、杉本よりさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (塙野芳美君) 企画課長補佐。

○企画課長補佐 (杉本 良君) それでは、資料に基づきましてとみおかプラスについてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、お手元資料一番最後のページをごらんください。こちらに今課長のほうが申しました、今までの経緯等ございますが、設立準備会のメンバーなのですが、こちら右側に記載されておりますが、富岡町を支えてきた各種団体などから推薦をいただき、記載のとおり構成しております。さらに、10月の19日、それと11月の21日には設立準備会を2度行いまして、設立趣意、定款、事務局の構成等についてご協議いただいているところでございます。さらに、12月19日に第3回目を最終の会として開催し、来年1月の設立に向けていきたいと考えております。

それでは、設立に向けた概要についてご説明いたします。資料先に戻っていただきまして、1枚めくっていただき、2ページ目をお開きください。まずは、おさらいの意味も含めまして、改めて目的と役割についてご説明いたします。とみおかプラスは、帰還後の町の復興に必要となります新たな魅力の創出、町を応援する人々や団体の確保、行政や公共、公益団体の機能補完の役割を担うために、富岡町を思う人々が集まり、未来に向けた町づくりを主導する民間主体の団体でございます。

3ページ目をごらんください。団体の形態ですが、営利を目的としない活動を行います一般社団法人として震災前に富岡を支えてきた各種団体を主体として、記載の構成により組織化を図るものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、4ページ目をお開きください。ここでは、とみおかプラスの実務を担当する事務局体制についてまとめております。事務局には、常勤職員として5名程度を配置し、記載のとおりで構成したいと考えております。まずですが、来年1月の設立当初から3月までの平成28年度内は、実働に向けた準備期間として、事務局長及び事務局次長の2名で役場、郡山事務所において執務を行い、職員の採用を初めとした実働体制の整備、空き家・空き地バンク支援など一部

の事業の実施、それで来年度の事業の準備などを行う予定であります。年の明けた平成29年度からはさくらモールとみおかの貸し事務に事務局を設置して、実働を開始していきたいと考えております。

続きまして、5ページ目をごらんください。ここからとみおかプラスの当面の事業についてご説明いたします。取り組む内容につきましては、9月の委員会においてご説明はしているところでございますが、2回の設立準備会の協議を経て、さらに具体化された部分もございますので、重複するところもあるとは思いますが、ご了承願います。まず、当面取り組む事業でございますが、この表、中ほどの列に記載してございますが、とみおかサポーター事業、家ナビ事業、施設等管理事業、人町交流事業の4事業でございます。

次に、6ページ目をごらんください。とみおかサポーター事業として実施いたしますとみおかサポータークラブの運営でございます。この取り組みの目的は、まちづくりに貢献する人と資金を町内外から集め、とみおかプラスの基盤を構築するものであり、橋葉町のならはみらいで実施しておりますならは応援団のような組織づくりでございます。当初会費制のクラブ組織を想定しておりましたが、より人材確保に重点を置く取り組みとするため、登録を無料とし、著名人などを含めて幅広く募集をかけていきたいと考えております。これら登録していただいた会員に対しましては、とみおかプラスや各団体の取り組みへのボランティア協力などを呼びかけ、まちづくりへ参画するきっかけづくりや環境づくりとして活用していきたいと考えております。

次に、7ページ目をごらんください。とみおかサポータークラブの定例的な活動となりますとみおかプラス会議でございます。この会議は、とみおかサポーターが定期的に集まる機会をつくり、交流や情報交換を行うとともに、講師などをお呼びした講演会や研修会、また復興やまちづくりに関するさまざまなテーマを設定したワークショップなどを開催し、サポーターのモチベーションの維持向上や、スキルアップを図って人材育成をしていこうとするものでございます。今のところ四半期ごとの年4回を定例会とし、将来的により専門性のある分科会的な会合の発展を目指せばと考えております。

続きまして、8ページ目をお開きください。町で事業実施の準備を進めております空き家・空き地バンクの支援事業でございます。空き家・空き地バンク事業の実態につきましては、この後別途詳細をご説明いたしますが、ここではそのバンク事業の申し込みの受け付けやホームページの管理運営を町から委託し、バンク事業の効果的、効率的な実施を支援していこうとするものでございます。次に説明するメンテナンス相談窓口とセットで住宅に関する総合的な窓口を構築し、利用者の利便性の向上に役立てていきたいと考えております。

次に、9ページ目をごらんください。住宅に関するメンテナンス相談窓口の設置でございます。町で既に実施していますハウスクリーニングの助成や害虫駆除の請負、生け垣設置の補助の申請、受け付けの代行などを行うとともに、施工事業者の案内やほかの既存支援メニューなどの紹介などを行い、さきにご説明した空き家空き地バンク支援とともに、住宅の維持管理、利活用を希望する方へのきめ

細やか相談対応を図っていきたいと考えております。

次に、10ページ目をお開きください。町が出資して設置いたします大石原、下千里地区太陽光発電事業地の管理業務でございます。ここに記載のとおり、当該事業地に係る権利の移動や手続の代行、地権者及び近隣住民の相談受け付け、その他必要な管理業務を臨機応援に対応する業務を請け負い、当事業の円滑な運営を支援してまいりたいと考えております。

次に、11ページ目をごらんください。当面行う最後の事業となります。人と町のつながりや人と人とのつながりを保ち、町への参画と交流を促すためのイベント開催などの取り組みでございます。現在のところ、春の夜の森の桜のライトアップ、夏の夏祭りのコーディネート、秋のふたばワールドへ参加、冬のクリスマス・イルミネーションの4つの実施を目指しており、その他さくらモールとみおかなどでの小規模なイベントや各種団体や町民自体が実施いたしますイベントのお手伝いなどを企画、運営していきたいと考えております。

以上が当面とみおかプラスで実施していきたいと考えている事業概要でございますが、これらを踏まえた収支計画を次の12ページにお示ししております。まず、とみおかプラスの立ち上げに際しましては、町としてある程度の財政的な支援をさせていただきたいと考えております。とみおかプラスの活動については、できる限り国や県の補助金、民間の補助金の活用を図ってまいりの所存ですが、人件費を除く管理費のうち、他の財源が見込めない部分に限定した運営費補助を考えており、今年度につきましては190万円、来年度は1,000万程度を積算しております。それぞれ12月補正予算と来年度当初予算に計上し、各定例会に上程する予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

その町からの運営費補助を踏まえての収支でございますが、今年度につきましては収入が町からの運営費補助190万円と事業収入として空き家・空き地バンク支援及び太陽光発電事業地管理業務の委託料を合わせた1,120万円、合計で1,310万円に対し、支出といたしまして翌年度以降の事業費支出に充てるための基金積み立てとして1,000万円、残りを記載のとおりの経費に充てさせていただきたいと考えてございます。

また、来年度についてですが、町からの運営費補助、復興支援員制度による人件費等の財源措置のほか、県の補助金など合計3,120万円の補助金等の収入と今年度同様の委託料の収入を合わせた4,930万円、記載の支出項目と合わせて計上しております。

以上がとみおかプラス設立概要でございます。議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ただいま事業について説明を受けたわけですが、このとみおかプラスということでまちづくり会社ですが、町の再生、発展に取り組む役割ということで、富岡の未来に向けて大変重要視され、大きく今後左右されることだと思うのですが、今説明の中で1月にはもう会社設

立総会が行われるということですが、1月ですからもう何ヵ月もないような状況ですが、その中で一部事務局だけ立ち上げて2名の中で行われるということですが、この2名というのは1人が町の職員、もう一人が民間からということなのですが、この辺のお二人というのはもう決まっているのかどうか、決まっているのであればどなたがやるのか、教えていただければと思います。

それから、一番最後のページの設立準備会委員に数名の方が上げられておりますが、こちらの方といふのは今後この会社の中にまた携わっていくのかどうか。携わらないとすればどういう形で、役員等も決められると思うのですが、どういうふうに進めていくのかを教えていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1点目、事務局長、事務局次長は決まっているのかというご質問でございます。具体に、この方にということはまだ決まっておりません。1名は、事務局長については町からの派遣ということでございますので、今後人事計画の中で決まっていくものと思っております。今まだ決まっていないというのが一つのお答えです。

それから、事務局次長、民間人材の活用ということでございます。このことについては、富岡だけではなく、地域をよく把握されている、よくご存じの方というところが一つ必要、それからさまざま事業をしていく上で、事業を進めるための経験をお持ちの方というところを念頭に置いて、現在人選をしているところでございます。ちょっと相手方もございますので、具体にどんな方ということについては、ここでは差し控えさせていただきたいのですが、今人選を進めて、ほぼほぼというか、もう少し時間をいただければ明らかにできる状態になるかというところでございます。

それから、2番目の社員についてでございますが、13ページに設立準備会、各種団体からのご推薦で準備委員になられている方々がおられます。この方々がすぐなるかどうかというところについては、再度各団体にご相談申し上げ、ご推薦をいただきて、社員を推薦いただくというような手続をとってまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。まだ正式には決まっていないということですが、早く決めていかないともう1月もすぐですので、準備段階としてはどんどん進めていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、団体からの出向といいますか、こちらに関してやはり今までの例を見ますと、どうしても団体から出してくださいということで、充て職みたいな形になっていることが多いのですが、この事業はやはり大変重要な事業ですので、各種団体にちゃんとしっかりと意見がでて、ちゃんと行動力のある方で、ちゃんと出席できる方でないとなかなか成功するのは難しいと思いますので、前にもその話はしたと思うのですが、その辺はしっかりと選出していただけるように各団体にお願いしていただければと思います。

それから、あともう一点ですが、事業収入ということで28年度、1,120万円、その次が1,110万円ということなのですが、これが太陽光の管理委託を受けるということなのですが、これは具体的に草刈りとかそういうのになるのではないかと思うのですけれども、自分たちでそれをやるわけではないのでしょうが、どういう形でやっていくのか、詳しく教えていたければと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1点目のご指摘は、大変ありがたいというか、そのとおりのことだと思いますので、各種団体にはその趣旨、会社の趣旨を再度説明を申し上げながら、社員の推薦をいただくようにしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） この中の事業資金ということで、これは富岡復興エナジーということで、町が出資する会社からでございます。そもそも寄附金とはまた別に、こういう維持管理業務は当然必要だろうということで、当初から想定しております。その中で、今回やるのは当然地権者おるのでですが、その方々20年間という長い期間でございますので、そういうったものはっきり言えば相続とか、いろんなものが生じると思います。そういうったものを地権者の対応をさせていただくとか、あと地元の方々、近隣住民の窓口としての業務が1つございます。2つ目には、今おっしゃったように、広大な土地でございますので、その巡視とか環境維持業務、あるいは別に地元貢献事業等々も会社として考える場合には、それらの主力になっていただくということで、大きく言えば地権者あるいは近隣の住民の方々への対応等の窓口業務、2つ目には当然広大な敷地を管理する巡視、維持業務というような2つで、会社というのはここにありますように、地域エネルギー開発会社ということで、これは富岡復興エナジーから管理委託というか、全般の運営を任せる会社があるのですが、そこからさらにとみおかプラスのほうに委託されるというような形で考えているようです。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 最初に申し上げた各種団体からの件につきましては、了解しました。あとはこの事業収入の太陽光の地権者の対応については、ある程度の方わかっている方ではないと難しいと思うのですが、2番目のこの敷地の管理については、委託をこの会社で受けるということですので、幅広くやはり周知して町民の中でもやりたい方も多い分出てくるかと思いますので、しっかりと呼びかけをしていただいて平等に仕事を請け負いできるような形にしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。

今ほどご質問のあった太陽光発電事業地の管理のやり方については、これから契約の具体的には業務の大きな柱は、今ほど産業振興課長が申し上げたとおりですが、その中身については今も並行して

の協議、調整をしておりますので、そういったところとあわせて、そのやり方についても今おっしゃったようなところを十分に踏まえて考えていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 一番最初のスタートのときに、説明の中で営利を目的としないとなっていました。それで、空き家・空き地バンクの紹介とか、家のメンテナンスの施工業者を案内するとか、そういうことをそういう業務を行ったときに仲介料をいただいたり、案内料をいただいたり、富岡町の業者さんを圧迫するようなことがないのかどうか、これが1点と、あともう一点は、職員は常勤になっているのだけれども、局長とか事務局次長は常勤なのですか、非常勤なのですか。それと、報酬があるのかないのかとか、あとこういった職員関係には、やっぱり勤務規程、服務規程、何時出勤で何時まで働くのだよとか、そういうものがきっちりあるのかどうか、その辺2点お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。

まず、1点目の営利を目的としない、この分でございますが、まず初めにここで言う営利を目的としないというのは、収益事業を行わないということではなくて、得られた収益を会社の構成する社員ですか役員に分配をしないで、そこの収益をこのとみおかプラスの事業の資金として活用していくというような趣旨でございます。そういったところを踏まえまして、当然この立ち上げとその活動に関しては、民業圧迫にならないというところは一番大事なところとして踏まえながら、これからやろうとしている空き家・空き地バンクの支援ですとか、そういったところは進めてもらいたいと考えております。

あと2点目の事務局についてですが、まず事務局長、事務局次長については常勤で考えております。当然事務局の職員として、給与等そういったところは支給する予定ですが、この4ページのほうに記載のとおり、町からの派遣ですとか、民間人材の活用ですとか、そういったところを考えてございますので、その給与の財源等については、それぞれここに記載のとおり調整を図ってまいりたいと考えております。

それと、就業規則、給与規則、こちらについては、当然この会社独自のものとして決めていかなければならぬと考えてございますので、これは今から準備は進めておりますが、実働開始する最低前まではきっちり規程を定めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 1点目のやつを繰り返し質問させてください。

今の説明だと、上がった利益はこの事務局長とか局次長とか職員に分配しないという説明で、ということは仲介料は取る、施工業者の案内料は取るということで解釈していいのですか。ということは

何を言いたいかというと、どちらかというと公共性が強い組織のように見えるのです、富岡町がやるということで。そうすると、民間業者よりも集まつてくる情報量に優位性があると思うのです。そういった中で、例えば私の土地を売りたい、貸したい、私の家も売りたい、貸したい、そういった情報が民間の不動産業者さんよりも優位性があって情報が早く、そこで利益上げてしまつたらば、何か民業圧迫にならないのかどうか。利益を分配しないからいいのだと、それはちょっと説明がつかないのではないかと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 説明が足りなくて大変申しわけございません。

まず、利益の分配ですが、ここで説明をさせていただきました事務局の職員については、これはこの会社と雇用関係を結ぶ職員ですので、そういった収益が上がつたものから人件費等は充当するような形でまず進めていきたいと思っています。それとはまた別に、例えば空き地バンク事業ですか、あとは住宅の環境回復の案内ですか、その事業に限つて言えば業者を紹介する際の紹介料とか、そういうところは徴収しないと今は考えております。ただ、空き家・空き地バンクについては、この後別途詳細ご説明をいたしますが、空き家・空き地バンクの売買の仲介については、これはこのとみおかプラスがやるのではなくて、資格を持った宅建業者が行うような仕組みを考えおりまして、その場合には法令に基づいた仲介料が発生するというところになっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） わかったようなわからないような説明ですが、不動産業者さんからは手数料を取らないということは理解しました。例えばメンテナンスの業者さんの紹介とか、不動産業者の紹介とか、私が最近ちょっと不安に思つているのは、関東圏の人たちが不動産登録をしたり、いろんな人がもう富岡に入つてきているのです。だから富岡に登録すればどこの業者さんでもいいよといふのではなくて、やはりもともとの業者さんを保護するようなことをメンテナンスの大工さんとか工務店さんとか不動産屋さんとか、そういうことをふるいにかけた上で検討していただいて、やはり地域の業者さんが成長するような形を残してもらいたいと思うのですが、その辺の考え方もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、地元をよくご存じの地元の業者さんというところをまず最優先に当然そういった紹介、ご案内等はいたしますし、そういったところがより活性化するような形でのやり方というものはつくついてきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません。内容については、今主幹がお答えしたとおりでございますが、会社としてこれからやろうとすることについては、当面今必要なことについては事業計画として盛り込みましたが、今後どんどん、どんどんやらなければならないというところは変わってくるものだと思っております。当面やろうとしていることを時間がたつにつれ、民間の方々が当然のごとく事業として成り立つような状況になれば、それはこの会社でやる必要がないということなので、その状況になれば特段この会社の事業計画から外して、新たな事業を立ち上げていく、足りないところについて、民間でやり切れていないところについて、どんどん、どんどんこの会社でやっていく、やれるようになれば、言い方がちょっと乱暴ですが、手を離すということが基本だろうと、会社の基本だろうと考えておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私は、余り結構な会社ではないのかなと思うのです。まず、営利を目的としないということは、もう絶対条件で私は成功しないのかなと。全体から話しあないで、今安藤君の質問に答えた町内の業者を圧迫しないようにということですが、例えば不動産業者だとすれば、富岡町に事務所を開いた場合には、やっぱり同じ目で見ていかなくてはならないのかなと思うのです。一方的にほかから入ってきた人はだめだよとはねのけるのは、行政のやることではないと思うのです。そうした場合にどうするといったら、今の民間の業者を圧迫していくのです。もう圧迫しているでしょう、これ。太陽光発電に関したって、その管理業務をこの会社が行うと、もう詰めて大体決まっているでしょう。これも町が出資していますので、公共性の高い太陽光なのです。そういうものを全部本来であれば地元の企業とかそういうところが努力して、そういう仕事にありついていくのだと思うのですが、もう最初からこれ圧迫しているのです、民を。あなた民を圧迫できるというのは何ですかというと、町の財源を持っていくから圧迫してできるのです。だから町の財源持っていくというのは、とんでもない話なのです、実際。それなりに町が大きくなっていくためには、やっぱり民間をいっぱい利用しないとならないような状況が生まれているのに、何でこれ民間を全部潰すようなやり方するのですか。全てそうでしょう、これ。太陽光だっても100%決まっているでしょう。この収入まで当て込んでいるわけですから、もう。違いますか。

あとこの最後の設立準備会の経営と今後の予定ということなのですが、設立準備会に名前上がった人、富岡町では皆さん優秀な人たちです。この人たちが本気になっているかどうかなのです。やっぱり営利を目的としないというと、なかなか本気になれないのです。どうせ赤字になったら町から出してもらうという考え方持ってしまいますので。その辺が一番の私は間違いなのかなと思うのです。営利目的でじゃんじゃんやればいいのです。もうけるものはもうければいいと思うのです。ただ、行政としてはできるだけ町内の業者全般に平均に考えなくてはならないから、やっぱり余り深入りしない。これは、町はもう設立当時だからどっぷりかかるのもしようがないかなと思うのですが、これでは余

りつかり過ぎですよ、最初から。私は、正直言ってこれは賛成しかねます。

空き家・空き地バンクだってそのとおり、やっぱり町に相談に行ったときに町が紹介して、こういうところありますよということで紹介して、最終的に手続になれば、それは不動産会社にお任せして全部手続をやってもらう。不動産会社は、法的に決まっている3%プラス幾らとかという紹介料をいただいて、それで多分やると思います。そこから町が紹介した物件に関しては、0.5%戻してくださいよとか、そういうふうにしてやっていくのであれば人件費出ますけれども、あなたら人件費取らなくていいというのは、町から補助金でもらおうとしているから人件費取らなくても済むのでしょうか。その辺が間違いのもとなのです。違いますか。取らないのでしょうか。どうなのですか。説明してください。先ほど取らないと言ったのですから、だから今質問したのです。言ったのですから。

○議長（塚野芳美君）　主幹、どうもちゃんとうまく中身が伝わっていないようですので、もっと明確に。

企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）　私の説明不足で大変申しわけございません。

まず、当然この会社、行政に移譲するというところは、最初からそこは望んでいないところでございますので、将来にわたってきちんと収益が上がるような事業は考えて、検討して取り組んでいき、その中で出た収益によってこの会社がまず自立するような、そんな方向でまず進めていくことを基本としていきたいと思っております。それで、例えば太陽光の事業地化についても、ただその委託料を受け取ることではなくて、その事業地の管理に要する草刈りですとか、見回りですとか、あとは権利移動に係る代行の業務をした対価としてきちんと委託料をいただく。あとは、空き家・空き地バンクについても当然不動産の仲介、そういった業務に関しては、この後詳しく説明する予定ではございますが、きちんと不動産業者さんほうにそこはお願いして、その中で出た仲介料については、不動産業者の事業の対価としていただく。ただ、このとみおかプラスがやろうとしていることについては、そこの入り口の窓口の業務だけをとみおかプラスとして行い、スムーズに不動産業者さんほうに事業が引き継げるような、そんな体制を構築する、そういったやり方をしていくと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　太陽光の管理、敷地の管理は対価をいただく。もちろんいただかなくてはやれないと思います。ただ、いただくにしても、それは協力会社関係で言えば一時元請になりますよね、この会社が。そうすると、このメンバーが自分たちで管理委託、全部草刈りから何からやるのか、それとも町の業者に落とすのか。町の業者に落ちてくるときには、2次下請になってしまいます。圧迫しているのです。あと不動産業務言わせてもらえば、不動産業務はマッチングして決まつたら、マッチングしてこういうところあるよと言ったら、最終的な業務は不動産業者にお任せしてやってもらうと、それは当然免許ないとできないですから、町はこの会社は一銭もいただかない、そういうい

ただかいでできるはずがないのです。その辺が私は無理なのかなと思うのです。やっぱりマッチングしたら、不動産業者からあと0.1%でも何ぼでも対価としてやっぱりお客様を連れていくのだから、もらわないとやっていけないです。もらわないとやっていけるのは、行政の色が強い、これで言えばまちづくり会社、そういう部分は足りなくなった町からもらうからという考えが強いから持ち出しが多くなってしまうのです。その辺が私は理解できないのです。不動産業者からもらわないのでしょう、マッチングしたときに。どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） ちょっと今の説明の中で「草刈り」という言葉入っておったのですが、私の説明もまずかったのでしょうかけれども、草刈り自体は入っていません。済みません。これは、ちょっと今この言葉の中でございますので、草刈りは別の会社にと考えております。

〔「じゃ、管理業務って何入っているの」と言う人あり〕

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） ですから、先ほど申しましたように、一番は土地の権利とか何かの継承というか、手続です。20年間にわたりますので、贈与だったり相続だったり、あといろんなことがありますので、まずその20年間地権者の権利、それをずっと20年間にわたって保全、きちんと管理していくというのがまず1番目にございます。あとは、先ほど申しましたが、繰り返しになりますが、20年という長い期間でございますので、当然いろんなことが起きて、近隣住民との問題だったり、いろんな支えというかいろんな、さっき巡回業務と言ったのですが、当然大もとの会社は基金については責任持ってやります。それ以外にもやはりいろいろな巡回活動って日常的に必要なで、その辺を巡回活動に力点を置いてやってもらう。あるいは広報活動等についても、その辺は太陽光に関する広報活動について等も一部委託していくというふうな形です。あともう一つは、地元貢献事業ということで、近隣住民との良好な関係をするための活動全般と、そういったものを主な趣旨として、具体的には今後、ではこういうふうにしましょうねという話は今協議している最中だと思いますので、ただ大もととしてはそのような内容の骨子で業務を落としていきたいと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも短い時間で、この今までの一般社団法人の設立に向けた議論の過程等々全部説明するのはちょっと難しいので、誤解があった部分はあろうかと思います。ちょっと説明の部分が足らない部分、それは申しわけございません。

まず1点ちょっとお話ししたいのは、これはやっぱり未曽有というか、世界に類を見ない災害の中で、全国に散らばっている中で、民間に任せてできるかというと、なかなかというのがあるので、きっかけはそれです。行政が主導し、何か全て行政が最後までやるというものではないというのが発起人会、あと準備会、このメンバーで全員協議してやってきました。足りなかったら役場に頼ろうなんて考えは一切ありません。これは、明確に言っておきます。これは、まだ最初の段階は必要なです。

民間に任せてでは調整して下さいと放っておいてもなかなかできない部分については、役場でこういった一般社団法人というのをつくって、最初のきっかけをつくるというのが主眼でございます。先ほど説明にもありましたように、民間の方がどんどん動けるようになったり、帰還したりするようになれば、この会社の役目はどんどん、どんどんバージョンアップして違う役割になり、かつ公益性の高い事業を行うということで、一般社団法人にしています。正直将来的な株式会社にしたって構いません。これは、株式会社にして儲けて、人件費も全部出るようになれば、非常にやりやすいと思います。ただ、当面役場から職員を出したり、先ほどおっしゃった太陽光発電のこれ売電益ではないですけれども、委託料として出すのです。売電益は、また別に役場に入ります。それとはまた別な委託料として、地権者の権利移動等々に係る窓口についての業務委託をここで受けるということですから先ほどちょっと誤解があるのは何か、草刈り事業がまた別なのです。ですから、ここでは草刈りとか、そういった地元の例えば建設業者さん等々が直接受けることを何か圧迫する業務ではないということはご理解いただきたいと思います。

ただ一方で、そういう業務も今後太陽光に限らず出でてくれれば、ただここにも浜通り有限会社責任組合の方メンバーになっていますし、もちろん地元の皆さんと協議しながら、まず決定出す、あとは何%とありますけれども、それは一般社団法人ですから、それは適当な採択等々あると思いますが、既存の町民の皆さん、被災された町民の皆さんのが再生というのはずっと視野に入れながら、この事業活動を続けていきたいと思いますし、役場に頼らないでやれる会社という意味で、太陽光発電からの委託料として収入も財源で充てているということです。あとは、事業費の人件費が一番高いのですが、復興支援員制度ということで、国からの補助金が一人頭月20万円は国の補助金が当面出ます。ですから、当面なので、いつまで続くのだという問題があるのですが、当面この間はしっかりと基礎を築いて、将来的にはもっと事業を拡大して独立するということで考えております。ですので、何かあつたら役場に補助金出してもらえばいいのだなんて考え一切ありませんので、それだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 今安全対策課長が今の地震の結果の確認のために席を外しましたので、お伝えだけしておきます。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 副町長の説明よくわかりました。ただ、うまくいったら株式会社にてもいいと、そういうものそのものが私は甘えなのかなと思うのです。どうせやるのだったら株式会社で出資してやるべきなのです。といいますのは、正直言いますけれども、この一番後ろの役員になっている人たち、設立準備会委員、これ各種団体から出てきているのだと思うのですが、総会とかいろいろきつとした会議を踏まえてこの人を上げますよと上げてきたところ何団体ありますか。私は、有限組合のほうで、うちのほうでは浜通り建設有限責任事業組合、細山さん上がっていますが、こういう

会議持った記憶も全然ないし、何にもないのです。だから誰が上がっているかわからないうちに全部上がってきてるのが大半なのかなと思うのです。それだけ責任がなき過ぎると私は言っているのです。それは、行政が主導権を握っているからこうなってしまうのです。本気になって考えるのであれば、やっぱり会できちっと会議を開いて上げてくるのが私は筋なのかなと思うのです。その辺役場のほうでどれだけ把握していますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） しっかりお答えしようとすると、この団体の皆様でどういう経過で、例えば総会を開いてこの人にしようということまでは確認しておりません。確認しておらないというのは、この団体に我々町としてこういうまちづくり会社を設立したい、それから設立するためのその前段のお話し合いはこういう経過ですと、そういうことを説明申し上げて、趣旨をご理解いただいて推薦をくださいということでお願いをして、推薦をいただいた方々がこちらに準備員としてお知らせをいただきました。我々推薦をお願いする者として、この方はこの団体の総会、それから皆さんの了解事項を経て推薦いただいたのですねと、そこまで確認をしなければならないものではないと思っていますし、各団体、独立した団体ですから、その責任者が推薦いただいたものと考えれば、それはその団体の正式な手続を踏んで推薦いただいたものと我々は考えざるを得ないと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） だからその辺が私の言う本気さがないというのは、その辺なのです。やっぱりきちっと会議を踏まえて、ふさわしい人を上げてくださいと、人物的にはみんなすばらしい人ですよ、富岡町では。ただ、行政が余りにも引っ張り過ぎて、どこまで走っても行政のお荷物になるのではないかなと思って私は心配しているのです。副町長の言うように、いずれかは株式会社か何かにして、町からすっぱりと離せるのであれば、そういう会社であれば私は最高なのかなと思いますので、ぜひそういう会社になるように育てていっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点ほどお聞きします。

まず、私はこのとみおかプラスは当初出たときから期待をしております。それはなぜかというのは帰った町民に対して、私も帰りますが、基本的に中高齢者のある程度の雇用、または人材的なある程度その日その日のプラスある程度の金額の収入を得れるような状況もプラスしてくれるのかなと。簡単に言うと人材雇用。ただ、その中において今回ちょっと4の1の人材プラスの中でちょっと教えていただきたいのですが、ボランティアサポーターの中に活動サポーターと資金サポーターと分けてあるのわかるのですが、もう一度ちょっと詳しく細かく教えていただくと幸いなのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。

まず、このとみおかサポーターの活動するサポーターとしては、主に例えばイベントやる際にお手伝いをいただけるような、そういうボランティア的な活動にご協力をいただけるような方を多く募りたいと、そんなイメージでございます。それとは別に、さまざまな個別の事業を行っていく上で、資金的に協賛をいただけるようなところがあれば、そういったところも積極的にお声がけをさせていただいて、資金面についても確保しながら、そういった事業を展開を図れればいいなと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

なぜお聞きしたかというと、私がもし向こうに皆さん帰ったときに、少しでも町の復興を含めて町の皆さん、町民にお手伝いしながら、またある程度の収益を得るというのが簡単に言うと29年度以降まだ町民が大多数帰らない中においての活動は必要かなと。それによって、町民の助け合いしながら生活していくというもあり得るのかなと。そのためには、シルバー人材等が草刈り等はやらないの聞いていましたが、今シルバー人材等の連携を持ちながら強くそういうもの進めるとか、そういうお話をいただけるのかなというのもあったし、あと今回の活動のサポーターと資金サポーターについても、今まで震災についてはなかなか町で資金を集め、簡単に言うと寄附を集める、イベントでもって寄附を集めたり何かするに当たっても、どうしても無報酬ではできないというのも現実ありましたし、そうなってくるとやっぱり現実そういう面お金がかかるということになると、さきの13番議員が言ったような、まず報酬というか、お金を取らないというのももちろん考え方としていただきたいと思うし、また中高年層についてのもう一度配慮しながらある程度とみおかプラスというものをつくりていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 当然今議員がおっしゃったようなところは、準備会、その前の保健委員会においても議論はされておりますし、そういうことをやる必要性があるという認識は持っております。ただ、それがどういった形でできるかというところは、まだ正直きちんとした形が見えておりませんので、そういったところをこれからどういった仕組みでそういったことがこのとみおかプラスでできるかというところを検討は進めてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

ぜひとも従来あったらそういう組織も踏まえて、もう一度再度検討しながら、強くいろいろご意見をいただきながら、よりよい方向に進めていっていただきたいと思います。

それとあと、私のほうで最後になりますが、4の3についてもこれからの問題だとは思いますので今私が言ったことにすごく関係深い活動でもありますので、その点を重視しながらよろしくご配慮お

願いしたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 済みません。9ページのところの富岡町から情報提供となっているところでちょっとお聞きしたいのですけれども、こういううちに帰ってからというか、富岡でのハウスクリーニングとか、害虫駆除とか、そのいろいろな会社というのは、町でそこのとみおかプラスに情報提供という会社が何社か、そこだけという感じで情報提供なさるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） これについては、今、今年度もう既に町のほうで先に進めている事業でございまして、こういったところを今後とみおかプラスのほうにそういった窓口を集約して、より利用される方の利便性を図っていこうとするものでございますので、例えばそのハウスクリーニングなんかにしても、あらかじめ業者さんなんかをご案内しながら除染の受け付けというのはやっていると聞いておりますので、そういった事業の継続というふうにご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） であれば、やはり何社かいらっしゃると思うのですけれども、今現在ちょっとあるところでお聞きしたのですけれども、もちろんハウスクリーニングで申しわけないのですけれども、事業をやっている方が前もちょっとやっていただいて、そして富岡町の役場にもう一度クリーニングはやれないのかと言ったら、2年待ちだとかと言われたという話を聞いたので、もしそういうふうに富岡でこういう事業をやるのであれば平等性を持ってもらいたいなと思って、1社だけでなく、そういうところをやはり考えていただきたいなと思っております。それで、富岡に行って、今休業はしていますけれども、やりたいという方に対しても、そういう話というのは、町は聞いてやっているのだから、その辺もちょっとお聞きしたいです。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今ハウスクリーニングのご質問が出たのでちょっとお答えさせていただきますが、今月のお知らせ版にも載せたとおり、今15社、町内業者を含めまして15社ご案内しています。ただ、案内のときには必ず言わせていただいているのは、15社に限らずやれる業者さんが見つかればいつでも受け付けできますという話はさせてもらっています。町内の業者さんについては、できる限り情報収集に努めましたが、ただ完璧でない点もあるかもわかりません。例えば町内でやっていた方などいらっしゃいましたら、当然町外もですが、いつでも受け付けはできますので、柔軟にハウスクリーニングについては業者さんの紹介はさせていただいているところと認識していますが、ただもし誤解などをされていましたら、早急に訂正はさせていただきたいと思います。それは、教え

ていただければ訂正したいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、まちづくり会社「とみおかプラス」についてを終わります。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時03分)

---

再 開 (午後 2時04分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、空き家・空き地バンクについての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 空き地・空き家バンク、先ほどの説明の中でも空き家・空き地バンクのことでご質問はいただいていましたが、10月の11日全協の中で人と町とのつながりアクションプランを説明する際に、概要も説明し、ご質問をいただいていたところでございますが、具体的な事業スキームが説明できるような状況になりましたので、本日説明をさせていただきたいと思います。

説明につきましては、主幹の本宮からさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） それでは、空き家・空き地バンク事業の概要について、資料4に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目お開きください。既にご承知のこととは思いますが、まず空き家・空き地バンクとは、売りたい、貸したいと希望する空き家や空き地の情報を集約して、広く情報提供をするということがまず1つ、あともう一つがその集約した物件に関する売買や貸借のマッチングを行うと、大きくその2つの取り組みでございます。町としましては、既に多くの要望を受けているこれらの取り組みを町内における不動産取引の安心や利便性を向上させる、そして町内の中古不動産取引を活性化させ、帰還促進や町外生活者の不動産管理、また新たな住民の受け入れ促進を図る目的で実施しようとするものでございます。

3ページ目をごらんください。まず、町で実施するバンク事業におきましては、宅建業者の手配やバンク事業全体のコーディネートに協力していただくため、福島県宅地建物取引業協会と協定を締結したいと考えております。また、バンク登録への申し込みの受け付けやその物件を掲載する、広く広

告するホームページの運営などの業務をさきにご説明申し上げましたとみおかプラスのほうに業務を委託して、バンク事業を円滑に運営してまいりたいと考えております。

次に、町で実施しようとする空き家・空き地バンクにつきましては、より事業効果を高めるためにさきに申し上げました物件情報の集約と提供、売買貸借のマッチングの2つの機能のほかに、3ページ目に記載の機能を付加したいと考えております。

まず、1つ目は、売買用の住宅物件に対して、物件の品質を担保して、取引のトラブルを防止するための住宅診断、ホームインスペクションと言われておりますが、この住宅診断を利用者の負担なく実施したいと考えております。2つ目は、情報提供の正確性とマッチングの促進を図るために、申し込み物件の全てに対して無料の基本調査を実施しまして、登録された物件について積極的なPRを行いたいと思います。3つ目は、県の宅建業協会等の協力関係に基づく事業実施によって、信頼ある宅建業者の手配ができるという点でございます。最後に、1つ目の特徴であります住宅診断を有料、利用者のご負担にはなってしまいますが、売買以外の目的で活用する、また住宅の維持管理、そういうものに活用する際も宅建業協会の協定に基づいた料金で行えるようにするというものでございます。

4ページ目をお開きください。ここで住宅診断についてご説明をさせていただきたいと思います。住宅診断につきましては、消費者の安心した取引に資するための専門家による住宅状況調査でございます。専門の住宅診断士が国交省のガイドラインに基づきまして、3つの点でございますが、ここに記載の項目について調査いたします。そして、この住宅診断に適合することによりまして、物件の最低限の品質が担保されるとともに、取引に係るトラブル防止とあと瑕疵保険の加入が可能となるものでございます。

次に、5ページ目のはうをごらんください。バンクの内容でございますが、まず鳥が使う対象物件と提供するサービスの内容をまとめたものでございます。5ページ目に売買を対象とする物件、その次の6ページ目に貸し借り、貸借を対象にする物件でございます。5ページ目、売買を目的とする物件につきましては、考え方としまして、戸建て住宅と宅地を基本としまして、長期避難の状況や町復興の状況を鑑みて、県宅建業協会において対応可能な範囲として、集合住宅の賃貸と事業用建物をつけ加えたというものでございまして、売買についての対象はここに記載のとおり、戸建て住宅、事務所事業所倉庫、宅地、この3つを対象としています。

6ページ目になりますが、貸し借り、貸借につきましては、戸建て住宅、集合住宅、事務所事業所倉庫、宅地、この4つを対象とします。また、提供できるサービスとしましては、対象とする物件の基本調査については、宅建業協会のはうが無償で実施、売買用の戸建て住宅の住宅診断、設備検査については町がその費用を負担することで、バンク利用者の利便性向上とバンク活用の活性化を図っていくものでございます。

次に、7ページ目をごらんください。ここからは実際のバンクの流れでございます。まず、売りた

い、貸したいと希望する物件所有者のバンク登録の申し込みでございますが、その窓口をとみおかプラスのほうに設置して、申し込み受け付けを行います。

8ページをお開きください。その申し込み受け付け後、県の宅建業協会のほうに申し込み物件の調査を依頼しまして、現状確認など基本的な調査を行うとともに、所有者に対して修繕や維持管理などの助言を行います。なお、担当する宅建業者は、地元及び周辺市町村に所在する業者を県の宅建業協会と調整の上、複数社指定しておきまして、公平性を維持するために輪番制により担当の割り当てを行いう予定でございます。

次に、9ページ目をごらんください。登録に係る調査においては、売買に供する戸建て住宅については、基本的に住宅診断士の派遣を調整し、住宅診断を行います。あわせて給排水管路 給排水設備 電気設備、ガス設備の検査を行います。ここで有料オプションとして、希望によりシロアリ検査も低価格で実施できるようにしたいと考えております。

次に、10ページ目をお開きください。以上の今申し上げた住宅診断及び基本調査が終了しますと、その報告書を宅建業者から受けまして、それに基づきバンクにその物件を登録し、専用のホームページで広告いたします。ここで実施した住宅診断や基本調査の項目が適合した物件については、もちろんバンク登録、広告となります。修繕を要するなど診断に不適合な項目があったとしても、これは所有者の意向によりその状況を明確に付記、広告することを条件として登録、広告することが可能としたいと考えております。バンク登録につきましては、できる限り利用者の意向に沿った対応をしていきたいと考えておりますが、その判断については宅建業者の広告ですとか、宅建業協会の助言を踏まえて個々に判断をしてまいりたいと考えております。

11ページには、広告する内容を例示しておりますので、ご確認をいただければと思います。

12ページをお開きください。バンク事業の流れの最後の段階となる売買貸借のマッチングの流れとなります。ホームページの物件情報を見た買い主、また借り主の受け付けを物件登録と同じようにとみおかプラスが行いまして、そこからその物件を調査した担当の宅建業者に引き継ぎまして、最終的にその宅建業者が業としてその仲介を行うという流れでございます。なお、仲介料につきましては、法令に基づき売り主、買い主がご負担することになります。

13ページ目から15ページ目までですが、バンク事業のその他の機能、また14ページには協定委託関係の概要、あと15ページ目に県宅建業協会との協定の理由をまとめさせていただきましたので、説明は割愛させていただきますが、ご確認をいただければと思います。

最後に、16ページ、最終ページでございますが、事業のスケジュールでございます。まず、本事業の本年度に係る関連予算、約200万円でございますが、こちらを11月定例会のほうに補正予算として上程を考えてございます。議決いただきましたら、12月下旬に本事業に係る県宅建業協会との協定締結を行い、1月中旬を目指して、まず貸し物件に係る登録仲介とあと売り物件の登録受け付けのみを開始したいというふうに思っております。売り物件につきましては、今年度においてその準備作業

として登録の促進とPR、あとは受け付け物件の調査、住宅診断を行いまして、避難指示解除からバンクが本格稼働できるように準備をしていきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、空き家・空き地バンク事業の概要でございますが、本年度の関連予算を12月定例会に上程予定でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 3ページ、事業の特徴、これの一番上に「無料の住宅診断」というのがあって、あと4番目、一番下に「協定に基づく料金による維持管理のための診断・調査」というのあって、無料なのに協定に基づく料金というのがあるので、あれ、どうなのかなと思って見ていくと、これは一番最後のほうに、15ページの一番最後、「協定に基づく料金（有料）で、修繕後の再診断・調査や維持管理のための診断・調査が受けられる」だから、この3ページの4番目、ここは修繕後とかそういうふうに入れたほうが勘違い防止になるのかなと思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおりでございますので、これはこれから事業を開始するに当たって、町民の皆様に周知を行う際には、ここ誤解のないように表現のほうを修正して、周知のほうはさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 空き家・空き地バンク、非常に必要なものだろうと思っております。その中で、今まで避難指示解除されて町民の方も戻られたところで、やっぱり作業員の方が入られて治安が悪くなつた、ちょっと本当かどうかわかりませんが、そういう声も聞こえてくる状況の中で、その他の機能として暴力団排除の対策なんていうのは行えると思うのですが、それ以外にもちょっと個人情報とかいろいろあるので難しい部分はあると思うのですが、そういう治安の維持のためのいろんな方が入ってくるところの何かそういう対策ってできるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。

今議員おっしゃったような空き家にどういった方が住んでいるのかがわからなくて不安だとか、あとは治安がというような問題があるというのは十分認識しております。ただ、例えば除染作業員、だ

からといってそこをちょっと一律に排除するということはなかなか難しいとは考えておりますが、その対策としてはここにちょっと記載はしておりませんが、暴力団員か否かという確認のほかに、その方が例えば公序良俗に反するおそれがあるかどうかとか、そういったところをここにちょっと利用者とコミュニケーションをとる中で、利用申し込みを受け付ける中できちっと精査をして、そういったおそれのある方に関しては、そこはきっとお断りするというような対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

それというのは、とみおかプラスさんのほうでやっていただけるということで、その辺で煮詰まっているということでよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） とみおかプラスとして、そこは勉強しながらしていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、空き家・空き地バンクについてを終わります。

2時30分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時19分)

---

再 開 (午後 2時30分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたしますが、質問するほうも答えるほうも話を整理してお話ししてください。よろしくお願ひいたします。

次に、付議事件5、災害公営住宅（戸建）買取契約についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、災害公営住宅の買い取り契約を12月の定例議会に不動産の取得ということで上程を予定しておりますので、再度取得不動産の内容についてご確認をいただきつつ、説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は、課長補佐、佐々木よりさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

それでは、災害公営住宅整備事業に係る買い取り契約につきましてご説明申し上げます。3番資料5をごらんください。皆様ご存じのとおり、曲田地区に整備しております災害公営住宅につきましては、先般よりご説明申し上げているとおり、第1期分として戸建て50戸、それから集会所の1棟、第2期分として戸建て14戸、それから集合住宅86戸、合計150戸の整備を進めているところでございます。今般第1期分の戸建て50戸及び集会所1棟、第2期分の戸建て14戸、こちらの分につきまして12月の定例議会において買い取り契約の上程を行うというところでございます。

まず、第1期分の高齢者配慮住宅2戸を含む木造戸建て40戸につきましては、2LDK、延べ床面積67平米から69平米、物置が各1戸、駐車場2台分のスペースを確保しております。平面図及び鳥瞰イメージにつきましては、資料上段記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。続きまして、木造2階建て10戸につきましては、3LDK、延べ床面積83.75平米で平家と同じく物置、それから駐車場2台というところでございます。次に、集会所でございます。木造平家建てで延べ床面積108平米、会議室でございますが、大会議室が13畳、中会議室が9畳、それから和室6畳、ほかに防災備蓄倉庫5畳、キッチン5畳、こちらの配置になっております。買い取り相手方でございますが、大和ハウス工業、こちらプロポーザルで決定した大和ハウス工業福島支社でございまして、買い取り金額、こちらにつきましては約14億3,000万円でございます。なお、位置図につきましては資料右下地図のとおりでございます。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。第2期分、1工区として整備する戸建て14戸分でございます。全て木造平家建てでございまして、建物の内容につきましては、先ほど説明しました第1期分の平家と同じものでございます。買い取り相手先、こちらも同じく大和ハウス工業株式会社でございます。買い取り金額は、約3億8,000万円でございます。位置図につきましては、1期分と連続する曲田地区JR側での箇所でございます。なお、買い取り金額、こちらにつきましては、現在最終精査、こちらのほうを行っておりまして、12月の定例議会上程のときまでには確定させていきたいというふうに考えております。

災害公営住宅整備事業の1期分、それから2期分1工区、こちらについての買い取りに関する説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐、今私の聞き違いでなければ、大和ハウス工業株福島支社と言ったような気がするのですけれども、支店でよろしいですね、記載のとおりで。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 大変記載申しあげございませんでした。資料の訂正お願いたします。「大和ハウス工業株式会社福島支社」が正しい会社名でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、災害公営住宅（戸建）買取契約についてを終わります。

ここでまた説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時34分)

---

再 開 (午後 2時35分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、2次救急医療施設「ふたば医療センター（仮称）」についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、2次救急医療施設整備計画につきましては、企画課と連携して健康福祉課が所管しております、予算執行上、当課より説明させていただきます。

資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。まず、当2次救急医療施設「ふたば医療センター（仮称）」につきましては、10月開催の全員協議会でもご説明してまいりましたが、本日は全体整備スケジュールにおける富岡町整備分と整備予定地についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料の整備目的、整備の概要、整備の規模、運営につきましては、これまでご説明してまいりましたとおりでございますけれども、当施設整備における富岡町の役割につきましては、富岡町の土地の用意と無償貸与であります。つきましては、福島県の計画に基づきまして、整備の場所につきまして、資料裏面のとおり富岡町役場の西側を予定しているところでございます。住所が富岡町大字本岡王塚地区でございまして、地目は田んぼでございます。総面積が1万1,175平方メートルを予定しております、3名の地権者でございます。この地権者におかれましては、これまで双葉地方、そして富岡町復興のための2次救急医療施設の重要性を十分ご理解いただいているところでございます。

次に、今後の整備スケジュールについてご説明いたします。現在は、さきの10月の臨時議会補正予算可決におきまして、造成工事のための測量と設計を平成28年3月までに終了するよう進めているところでございます。今後は、12月定例議会におきまして補正予算約1億円弱でございますが、提出させていただきまして、今後は農業委員会を初め土地改良区、住民説明会を進め、農地転用のための復興整備協議会へと事務を進めてまいります。2月には土地売買契約、3月には造成工事に着手したいと考えておるところであります。後期は4ヶ月程度を見込み、確定測量とともに29年6月には完了したいと考えております。いずれにせよ、当2次救急医療施設は本町はもとより、双葉郡の住民が安心して帰還できるものであるとともに、復興関連事業従事者が安心して働く、そして企業等が安心して働くための環境として重要な施設でございますので、ご理解いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、2次救急医療施設「ふたば医療センター（仮称）」についてを終わります。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時37分)

---

再 開 (午後 2時38分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件7、富岡駅舎建設工事に伴う負担金についての説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課主幹。

○主幹兼拠点整備課長補佐（小水欣貴君） これから富岡駅舎建設工事に伴う負担金についてご説明申し上げます。

資料は、全員協議会資料7をごらんください。こちらについては、12月定例会に補正予算として上程していただく内容になります。富岡駅構内にできる乗りかえ跨線橋に付随するバリアフリー対応のエレベーター整備についてになります。まず、平成29年内を予定している竜田、富岡駅間の再開通後の常磐線と駅構内にある乗りかえ跨線橋の運用についてご説明申し上げます。図面の左下にありますとおり、常磐線については平成32年春を予定している富岡、浪江駅間の再開通までは富岡駅どまりとなりますので、上りホームのみの運用となります。当初JRの計画では、乗りかえ跨線橋については平成32年春を予定している富岡、浪江駅間の再開通に合わせて運用し、それまでは図面の真ん中にありますとおり、上りホームと下りホームをつなぐ連絡通路によって平面的に乗降客を横断させっていましたが、11月に入ってからJRから整備方針が示されまして、平成29年内を予定している竜田、富岡駅間の再開通に合わせて乗りかえ跨線橋を運用させ、当初予定しておりました連絡通路は実施しないということが伝えられました。JRにおいては、現在平成29年内を目標としている竜田、富岡駅間の再開通を目指し、これから新駅舎の建築工事とホーム等の復旧工事に着手しようとしております乗りかえ跨線橋についても、これらの整備にあわせて実施していくことになりますけれども、この乗りかえ跨線橋に付随して整備するバリアフリー対応のエレベーターについては、自治体の要望に応じて設置するということになっております。左上のところになりますけれども、本町としましては1の整備方針にありますとおり、新しい富岡駅を利用する乗降客は高齢者の割合が高いことが想定されますので、高齢者や身障者に優しく、誰にとっても使いやすい魅力ある駅とするために、バリアフリー対応のエレベーターを設置したいと考えております。

2の整備内容については、バリアフリー対応のエレベーターについては、上りと下りのホームに1基ずつ、合計2基、乗りかえ跨線橋に付随して設置するようになります。右下の写真にイメージを示していますけれども、エレベーターについてはバリアフリー対応の11人乗りで、両側に扉があるタイプとなりまして、車椅子の方でも不自由なく利用できるような形になります。

3番の施工者については、JR東日本株式会社となります。

4番の整備期間については、左下の整備工事工程表にありますとおり、12月定例会でこちらの予算を上程させていただきまして、その後、1月にJRで整備工事を発注しまして、2月から工事に着手する予定であります。完成については、11月を予定しております。

5番の整備工事負担金については、1億7,000万円になります。内訳としましては、設置工事の3分の2で1億4,000万円、あとバリアフリー法に基づく国の補助の対象となる1日当たり平均的な利用者数が3,000人に達しない自治体が駅構内にエレベーターを設置するときには、設置後20年間の維持管理費及び維持更新費の2分の1を負担するということで、3,000万円の負担となります。年度ごとの負担額につきましては、28年度につきましては出来高が上がらないような形になりますので、予算額はゼロとなり、29年度に全額負担ということになります。予算の設定は、繰越明許費の設定を行います。

6番の財源につきましては、関係機関の確認の結果、この事業に合致する国、県の補助メニューがありませんので、一般財源からの捻出ということになります。こちらの予算については、12月定例会に補正予算として上程していきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解いただくようよろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点ちょっと確認したいのですが、上りホームと下りホームの列車のとまる位置なのですが、開通してからもこの階段のとおり、上りホームと下りホームは大分離れたところになるということになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 抱点整備課主幹。

○主幹兼抱点整備課長補佐（小水欧貴君） 32年の浪江駅までの開通後につきましても、列車のとまる位置については、こここの図面にありますとおり、上りホームについてはこの下の図面にある位置になりますて、下りホームにつきましては、この駅舎ができる前の位置にとまるような形になります。こちらについては、もともと上りホームは既存のホームを利用しておりまして、下りホームにつきましては、駅舎が北側に100メートルほど移設することに伴いまして下りホームが北側に延伸されたこと、あと既存の列車の信号機等の関係からこのような形で列車がとまるような形になります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） もう一回説明ちょっとお願いしたいのだけれども、これ総工費が1億7,000万円で、これ全額町負担でJRは負担しないと、各年度の維持費が結構幾らかかるのか、この辺もう一回簡単にお願いします。

○議長（塚野芳美君） 抱点整備課主幹。

○主幹兼抱点整備課長補佐（小水欧貴君） 済みません。JRの負担の部分の説明がちょっと抜けていましたので、そちらのほう説明したいと思います。

先ほど説明しました1億7,000万円というのは町負担分であります、JR負担分も出てきます。5番の整備工事負担金のところの内訳のところにあります、まず①の整備工事費というのは、総額で2億1,000万円かかりまして、そのうち3分の1がJR負担、7,000万円分がJR負担で3分の2が町の負担、1億4,000万円が町の負担ということになります。あと②の整備後20年間の維持管理・維持更新費につきましては、こちら6,000万円のうちJR負担が2分の1の3,000万円で、町負担が2分の1の3,000万円ということになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件7、富岡駅舎建設工事に伴う負担金についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1点ご報告を申し上げます。

東京電力からの情報提供でございますが、東京電力エネルギー館の活用について、現在Jヴィレッジにある福島第一原子力発電所への視察受け入れ拠点及び定例会見等々の機能をエネルギー館に移転し、今月11月28日月曜日からエネルギー館の利用を再開するというような情報提供がありましたのでご報告いたします。

なお、当面は館内の整備がもう少し必要だということで、一般開放までにはまだ至らないと、先ほど申し上げた機能のみの活用ということでございますので、ご理解を賜るようにというふうに東京電力から情報提供がございました。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 議員のほうからその他ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時48分)